

中小企業技術者高度研修助成

申請受付期間:令和7年4月1日～令和8年1月30日

中小企業に勤務している中堅技術者の方を対象に、専門学校や研修機関等が行う職務に関する高度な技術研修(初歩的なものではなく、一定の技術を有する方がさらに高度な技術を取得するための研修)などの受講に対し、費用の一部を助成します。

対象者

次のいずれにも該当する中小企業の経営者または従業員

- 区内で1年以上事業を営んでいる中小企業基本法第2条第1項各号に規定する中小企業者で、法人の場合は本店が、個人事業主の場合は主たる事業所が中央区であること。
- 直近1年分の法人事業税及び法人都民税又は個人事業税及び住民税を滞納していないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第4項から第11項まで及び第13項に規定する営業を行う者でないこと。

補助金額

研修受講料の1/2(千円未満の端数は切り捨て) 補助限度額 10万円

申請書類

- ① 中央区中小企業技術者高度研修受講助成申請書(区指定様式)
- ② 業界団体推薦書(区指定様式) ※推薦を受けられる場合
- ③ 研修の内容・受講料が分かる資料(開催案内、パンフレットなど)
- ④ 企業概要
- ⑤ 法人の登記事項証明書(原本)又は個人事業の開業届出書の写し
- ⑥ 法人事業税及び法人都民税の納税証明書又は個人事業税及び住民税の納税証明書(いずれも申請時点で取得できる直近の原本)

申請期限

研修開始の1か月前まで(ただし、申請前に必ずご相談ください。)

事前相談について

助成の可否を判断するため、研修の概要がわかるものをご提示ください。
業界団体から推薦を受けられるかどうかとも併せて確認させていただきます。

申請方法

申請書に必要書類を添えて、下記申込先へ郵送で提出してください。
※申請の手続きは裏面を参照してください。

その他

- 製造業等の機械技術をはじめとする技術者の技術力の向上を図ることが目的です。
カウンセラー、コンサルタント、アドバイザーなどを生業にしている方がスキルアップのために受講する研修は対象外です。
- 申請書類は、ホームページでダウンロードできます。
- 申請書類及び添付書類は返却いたしません。
- 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、補助金の交付決定の内容又は法令若しくはこの要綱の規定に違反したときは、補助金交付決定を取り消します。

お問い合わせ・申込先

〒104-8404

中央区築地1-1-1中央区役所7階 区民部商工観光課中小企業振興係

電話:03-3546-5487 受付時間:9:00~17:00(土日祝除く)



▲区HP

中小企業技術者高度研修助成 交付の流れ

※凡例  申請者

 区

助成申請



審査



助成決定

受講終了後
1か月以内



補助金請求



審査



補助金交付

【提出書類】 ※証明書関係は発行日から3か月以内のものに限ります。

- ☐ 中央区中小企業技術者高度研修受講助成申請書(区指定の様式)
- ☐ 業界団体推薦書(推薦を受けられる場合)
- ☐ 研修の内容・受講料が分かる資料(開催案内、パンフレットなど)
- ☐ 企業概要
- ☐ 《法人》登記事項証明書(原本)／《個人事業主》開業届の写し
- ☐ 《法人》法人事業税及び法人住民税の納税証明書／
《個人事業主》個人事業税及び住民税の納税証明書 } 申請時点で取得できる直近の原本
- ☐ その他区長が必要と認める書類

申請内容を審査します。

審査の結果、適していると認められた場合は助成決定通知を送付します。

【提出書類】

- ☐ 中央区中小企業技術者高度研修受講補助金請求書(区指定の様式)
- ☐ 補助対象経費を支払ったことが分かる書類(領収書の写し又は振込明細などの相手方に支払ったことが確認できる書類と請求書の写し)
- ☐ 受講修了証明書又は資格取得証などの受講修了を証する書類
- ☐ 債権者登録依頼書
- ☐ その他区長が必要と認める書類

内容を審査します。

審査の結果、内容が適していると認められた場合は補助金を交付します。

※ここに記載されている流れは概要であり、不交付決定された場合などの流れは省略しています。